

令和7年2月6日
土 木 部
交通安全自転車課

世田谷区自転車条例の一部を改正する条例

1 改正理由

施設使用料等を改定し、及び商業施設等の自転車等駐輪場（以下、「駐輪場」という。）附置義務制度の見直しを行うため、令和7年区議会第一回定例会に世田谷区自転車条例の一部を改正する条例を提案する。

2 改正内容

(1) 使用料等の見直し

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方にに基づき、料金上限額の改定を行う。

なお、上限額改定後の料金設定にあたっては、生活における駐輪場の必要性の高さや放置自転車の発生抑制の観点を踏まえるとともに、区内民間駐輪場のサービスや料金水準を参考にしうえで、決定する。

(2) 商業施設等の駐輪場附置義務制度の見直し（別紙1参照）

現行制度の建物用途ごとの附置義務駐輪場台数と比べて、実際に店舗等に停まっている自転車の台数が用途によっては少ない実態を踏まえ、駐輪需要に即した附置義務駐輪場台数の改定を行う。

3 施行予定日

(1) 使用料等の見直し

公布日から施行

(2) 商業施設等の駐輪場附置義務制度の見直し

令和7年4月1日

4 条例改正新旧対照表

別紙2のとおり

5 添付資料

(別紙1) 商業施設等の駐輪場附置義務制度の見直しについて

(別紙2) 世田谷区自転車条例の一部を改正する条例新旧対照表

6 今後のスケジュール

令和7年	2月	令和7年区議会第一回定例会（条例改正案）
	3月	公布同日施行（使用料等の見直しに係る改正）

- 4月1日 施行（商業施設等の駐輪場附置義務制度の見直しに係る改正）
- 10月 改正後料金適用開始

(別紙1)

商業施設等の駐輪場附置義務制度の見直しについて

1 主旨

区では、昭和59年から条例に基づき、商業施設等の駐輪場附置義務制度を運用し、民間事業者による駐輪環境の整備に取り組んできた。

今般、社会ニーズの変化による課題が確認できたことから、駐輪需要の実態に即した附置義務制度に見直しを行うものである。

2 これまでの制度の変遷

- | | |
|-------|---|
| 昭和59年 | 世田谷区自転車条例の施行（商業施設等の駐輪場附置義務制度） |
| 平成7年 | 施設規模の変更（大規模店舗400㎡→200㎡等）、大規模店舗に飲食店を追加 |
| 平成14年 | 指定地域の拡大（近商・商業地域→低層住居専用地域を除く地域全体）、対象用途の追加（スポーツ施設、学習施設） |

3 現行制度の主な課題

本制度は、自転車等の大量の駐輪需要を生じさせる施設の設置者に駐輪場の設置を義務づける制度であるが、建物用途ごとの駐輪需要の実態や、附置義務の対象に該当しない小規模店舗等の短時間駐輪など、社会ニーズの変化による課題を確認したため、課題解決に向けて見直しを実施する。

【主な課題】

- ・現行制度の建物用途ごとの附置義務駐輪場台数と比べて、実際に店舗等に停まっている自転車の台数が用途によっては少ない実態を踏まえ、駐輪需要の実態に応じた適正な附置義務駐輪場台数とする必要がある。
※「駐輪需要実態調査結果」参照
- ・混合用途の場合、施設面積の基準以下であっても、用途ごとに駐輪場規模の基準により算定した合計の台数（10台以上）で附置義務となるが、施設設置者が施設面積だけで判断して届出をしないケースがないよう、附置義務に該当するかどうかをわかりやすくする必要がある。

4 主な改正内容

- ・駐輪場規模の基準を駐輪需要の実態に応じて用途を細かく分類する
- ・附置義務に該当するかをわかりやすくするため、届出の要件から施設面積の基準を削除し、駐輪場規模の基準により算定した合計台数のみとする
- ・附置義務対象外の小規模店舗等への努力義務を明記する

【現行】

施設の使用	施設面積	駐輪場の規模
大規模店舗：物販・飲食 (スーパーマーケット、ドラッグストア、日用品店、衣料品店、各種専門店、飲食店)	200㎡以上	施設面積20㎡ごとに1台
金融機関	250㎡以上	施設面積25㎡ごとに1台
遊技場等 (ぱちんこ屋等、映画館・劇場)	150㎡以上	施設面積10㎡ごとに1台
スポーツ施設	300㎡以上	施設面積25㎡ごとに1台
学習施設	200㎡以上	施設面積15㎡ごとに1台

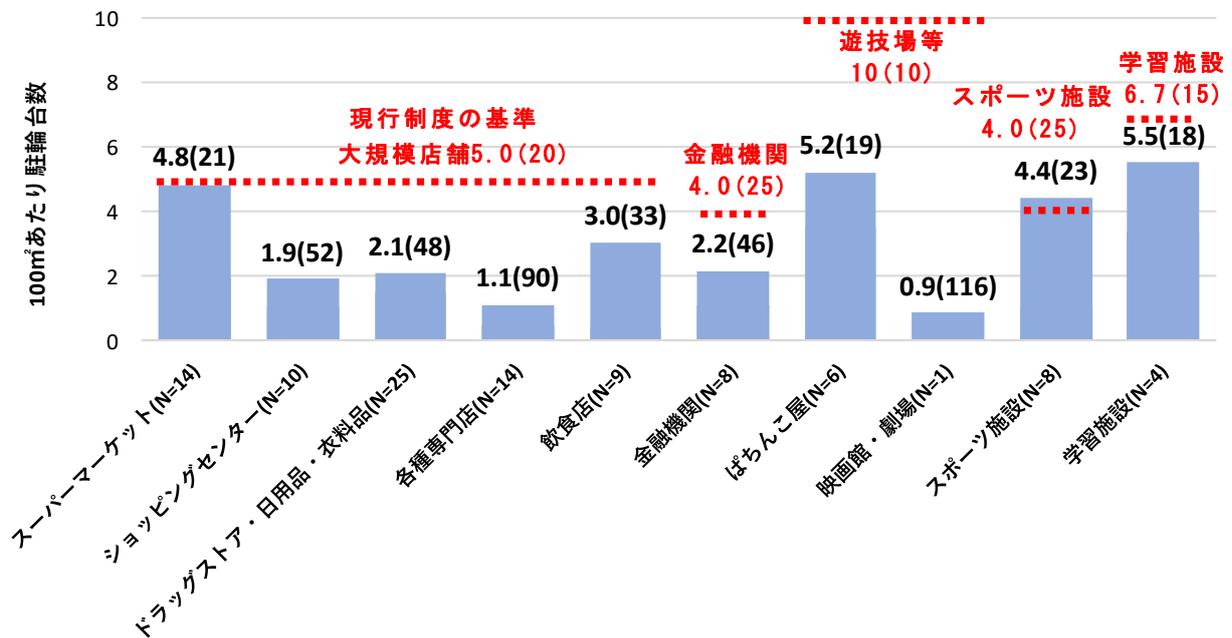
【改正案】

施設の使用	駐輪場の規模
スーパーマーケット等、ぱちんこ屋等の遊技場、学習施設	施設面積20㎡ごとに1台
スポーツ施設	施設面積25㎡ごとに1台
飲食店	施設面積30㎡ごとに1台
ドラッグストア、日用品店、衣料品店、金融機関	施設面積40㎡ごとに1台
各種専門店、映画館・劇場	施設面積100㎡ごとに1台

※当該用途ごとに算定した規模の合計が10台以上（大量の駐輪需要）である場合に附置義務に該当する。

【駐輪需要実態調査結果】

- ・ 図（グラフ）の赤字の数値は、現行制度の基準（駐輪場の規模）を施設面積100㎡当たりの駐輪台数として表したものである。
- ・ 黒字の数値は、実態調査（来客数がピークと思われる時間帯）に基づく施設面積100㎡当たりの駐輪平均台数である。
- ・ 赤字・黒字の括弧内の数値は自転車1台あたりの施設面積（㎡）に換算したものである。
- ・ 大規模店舗（物販、飲食）は、スーパーマーケットは現行制度の基準と実際の駐輪需要は概ね一致しているが、ドラッグストアや各種専門店、飲食店等は基準以下の駐輪需要となっている。
- ・ 金融機関は、現行制度の基準以下の駐輪需要となっている。
- ・ 遊技場等は、ぱちんこ屋は現行制度の基準以下であるがスーパーマーケットと同程度の駐輪需要であり、映画館・劇場は区内の調査対象はほぼないが駐輪需要は少ないと推測される。
- ・ スポーツ施設と学習施設は、現行制度の基準と同程度の駐輪需要となっている。



図一平均駐輪台数（令和4年度実態調査等）

世田谷区自転車条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区自転車条例 昭和59年3月13日条例第14号</p> <p>改正 昭和59年9月28日条例第49号 (略) 令和5年3月6日条例第23号 <u>令和7年 月 日条例第 号</u></p> <p>世田谷区自転車条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第8条)</p> <p>第2章 総合計画及び自転車等駐車対策協議会 (第9条・第10条)</p> <p>第3章 自転車等駐車場 第1節 区立自転車等駐車場 (第11条—第26条の2) 第2節 民営自転車等駐車施設への助成 (第27条)</p> <p>第4章 <u>商業施設</u>等の自転車等駐車場附置義務 (第28条—第36条の3)</p> <p>第5章 放置自転車等に対する措置 (第37条—第43条)</p> <p>第6章 雑則 (第44条)</p> <p>付則 (定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、道路交通法 (昭和35年法律第105号) において使用する用語の例による。</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自転車等 自転車又は原動機付自転車をいう。</p>	<p>○世田谷区自転車条例 昭和59年3月13日条例第14号</p> <p>改正 昭和59年9月28日条例第49号 (略) 令和5年3月6日条例第23号</p> <p>世田谷区自転車条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第8条)</p> <p>第2章 総合計画及び自転車等駐車対策協議会 (第9条・第10条)</p> <p>第3章 自転車等駐車場 第1節 区立自転車等駐車場 (第11条—第26条の2) 第2節 民営自転車等駐車施設への助成 (第27条)</p> <p>第4章 <u>大規模店舗</u>等の自転車等駐車場附置義務 (第28条—第36条の3)</p> <p>第5章 放置自転車等に対する措置 (第37条—第43条)</p> <p>第6章 雑則 (第44条)</p> <p>付則 (定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、道路交通法 (昭和35年法律第105号) において使用する用語の例による。</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自転車等 自転車又は原動機付自転車をいう。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 放置 自転車等の利用者又は所有者が、自転車等の駐車場その他の自転車等を置くことが認められている場所以外の道路、公園、駅前広場、緑地帯その他の公共の用に供される場所において、その場から離れ、自転車等を直ちに移動できない状態におくことをいう。</p>	<p>(2) 放置 自転車等の利用者又は所有者が、自転車等の駐車場その他の自転車等を置くことが認められている場所以外の道路、公園、駅前広場、緑地帯その他の公共の用に供される場所において、その場から離れ、自転車等を直ちに移動できない状態におくことをいう。</p>
<p><u>削除 (別表第3で定義)</u></p>	<p><u>(3) 大規模店舗 百貨店、ショッピングセンター、スーパーマーケット、飲食店等一の建物であって、その店舗の用に供される部分が大規模にわたるものをいう。</u></p>
<p><u>削除 (別表第3で定義)</u></p>	<p><u>(4) 金融機関 銀行法(昭和56年法律第59号)第4条第1項、長期信用銀行法(昭和27年法律第187号)第4条第1項、信用金庫法(昭和26年法律第238号)第4条若しくは労働金庫法(昭和28年法律第227号)第6条に規定する免許を受けた者が業務を行うための施設又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第2号に規定する信用協同組合が業務を行うための施設又は農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第1号及び第2号の事業を行う農業協同組合が業務を行うための施設をいう。</u></p>
<p><u>削除 (別表第3で定義)</u></p>	<p><u>(5) 遊技場等 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を行うための施設並びに興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定する施設をいう。</u></p>
<p><u>削除 (別表第3で定義)</u></p>	<p><u>(6) スポーツ施設 競技場、運動場、練習場等を常設し、これらをスポーツ、体育又は健康の増進のために一般の利用者を対象として営業する施設をいう。</u></p>
<p><u>削除 (別表第3で定義)</u></p>	<p><u>(7) 学習施設 教室、講堂、実習室等を常設し、これらを学習、教養、趣味等の教授のために一般の利用者を対象として営業する施設をいう。</u></p>
<p><u>(3) 自転車等駐車施設 自転車等駐車場及びレンタサイクル施設をいう。</u></p>	<p><u>(8) 自転車等駐車施設 自転車等駐車場及びレンタサイクル施設をいう。</u></p>

改正後	改正前
<p>(施設の設置者の責務)</p> <p>第8条 <u>公共施設、商業施設、娯楽施設等</u>の自転車等の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、当該施設の利用者の利便に供するため自転車等の駐車場を設置するよう努めるとともに、区長が実施する施策に協力しなければならない。</p> <p>第4章 <u>商業施設等</u>の自転車等駐車場附置義務 (新築施設における自転車等駐車場の設置等)</p> <p>第28条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する<u>用途地域(第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を除く。以下「指定区域」という。)</u>において、別表第3施設の用途の欄に掲げる用途に供する施設(<u>同欄に掲げる用途のうち2以上の用途に供する施設(以下「混合用途施設」という。)</u>を含む。)で<u>一の建物(一の建物として規則で定めるものを含む。)</u>を新築しようとする者は、同表自転車等駐車場の規模欄に掲げる基準により算定した規模(<u>混合用途施設にあっては、当該用途ごとに同欄に掲げる基準により算定した規模</u>)が10台以上である場合は、<u>その規模以上の自転車等を収容可能な</u>自転車等駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は規則で定める場所に設置しなければならない。</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>2 別表第3に規定する施設の面積(以下「施設面積」という。)の算定方法は、規則で定める。</u> <u>削除(第28条で規定)</u> <u>削除(第28条で規定)</u></p>	<p>(施設の設置者の責務)</p> <p>第8条 <u>官公署、学校、図書館その他の公共公益施設及び大規模店舗、金融機関、遊技場等、スポーツ施設、学習施設その他</u>の自転車等の<u>大量</u>の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、当該施設の利用者の利便に供するため自転車等の駐車場を設置するよう努めるとともに、区長が実施する施策に協力しなければならない。</p> <p>第4章 <u>大規模店舗等</u>の自転車等駐車場附置義務 (新築施設における自転車等駐車場の設置等)</p> <p>第28条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する<u>第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域(以下「商業地域等」という。)</u>において、別表第3施設の用途欄に掲げる用途に供する施設で<u>同表施設の規模欄に掲げる規模のもの</u>を新築しようとする者は、同表自転車等駐車場の規模欄に掲げる基準により算定した規模<u>以上の</u>自転車等駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は規則で定める場所に設置しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により自転車等駐車場(規模の合計が100台以上であるものに限る。)を設置した者は、区長が必要と認めるときは、当該自転車等駐車場の自転車等の整理及び誘導のために誘導員を置かなければならない。</p> <p><u>新設</u> <u>(混合用途施設に係る自転車等駐車場の規模)</u></p> <p><u>第29条 前条の規定にかかわらず、別表第3施設の用途欄に掲げる用途のうち2以上の用途に供する施設(以下「混合用途施設」という。)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>削除（別表第3で規定）</u> <u>削除（別表第3で規定）</u></p> <p><u>削除（別表第3で規定）</u></p> <p>（施設の増築に係る自転車等駐車場の規模）</p> <p><u>第29条</u> <u>指定区域</u>において、<u>別表第3 施設の用途の欄</u>に掲げる<u>用途に供する施設となる</u>増築をしようとする者は、当該増築後の施設を<u>すべて</u>新築したものとみなして、前条の規定により算定した自転車等駐車場の規模から、現に設置されている自転車等駐車場の規模を控</p>	<p><u>の新築については、当該用途ごとに同表自転車等駐車場の規模欄に掲げる基準により算定した自転車等駐車場の規模の合計が10台以上である場合においては、その合計した自転車等駐車場の規模を同欄に掲げる基準により算定した自転車等駐車場の規模とみなして、同条の規定を適用する。</u></p> <p><u>（大規模な施設に係る自転車等駐車場の規模）</u></p> <p><u>第30条</u> <u>第28条の規定にかかわらず、別表第3の店舗面積又は施設面積（以下この条において「店舗面積等」という。）が5,000平方メートルを超える施設（混合用途施設を除く。）の新築については、店舗面積等が5,000平方メートルまでの部分について同表自転車等駐車場の規模欄に掲げる基準により算定した自転車等駐車場の規模に、店舗面積等が5,000平方メートルを超える部分について同欄に掲げる基準により算定した自転車等駐車場の規模に2分の1を乗じて得た規模を加えて得た規模をもって、同欄に掲げる基準により算定した自転車等駐車場の規模とする。</u></p> <p><u>2 前2条の規定にかかわらず、混合用途施設で各用途の店舗面積等の合計（以下この項において「合計面積」という。）が5,000平方メートルを超えるものの新築については、合計面積が5,000平方メートルまでの部分における各用途の店舗面積等が5,000平方メートルに占める割合と、合計面積が5,000平方メートルを超える部分における当該割合とを等しくし、合計面積を前項の店舗面積等とみなして同項の算定方法を用いて算定した規模をもって前条の自転車等駐車場の規模とする。</u></p> <p>（施設の増築に係る自転車等駐車場の規模）</p> <p><u>第31条</u> <u>商業地域等</u>において、<u>次に掲げる増築をしようとする者は、当該増築の部分に限らず増築後の全体の施設を新築したものとみなして、前3条の規定により算定した自転車等駐車場の規模から、現にこの条例の規定に基づき設置され、又は設置されているとみなす</u></p>

改正後	改正前
除して得た規模以上の自転車等駐車を設置しなければならない。	<u>ことができる（当該施設のうち増築される部分以外の部分でこの条例の施行の日前に建築されたもの（付則第4項に該当するものを含む。）については設置されているとみなして、この場合を含む。）</u>
	自転車等駐車の規模を控除して得た規模以上の自転車等駐車を設置しなければならない。
<u>削除</u>	<u>（1）別表第3施設の用途欄に掲げる用途に供する施設について同表施設の規模欄に掲げる規模となる増築又は当該施設で当該規模のものについての増築</u>
<u>削除</u>	<u>（2）混合用途施設となる増築又は混合用途施設についての増築で、当該増築の部分に限らず当該増築後の全体の施設を新築したものとみなして用途ごとに別表第3自転車等駐車の規模欄に掲げる基準により算定した自転車等駐車の規模の合計が10台以上であるもの</u>
<u>（施設の用途を変更する場合の自転車等駐車の規模）</u>	新設
<u>第30条 指定区域において、施設の用途を変更しようとする者は、当該用途の変更後の施設をすべて新築したものとみなして、第28条の規定により算定した自転車等駐車の規模から、現に設置されている自転車等駐車の規模を控除して得た規模以上の自転車等駐車の設置に努めるものとする。</u>	新設
<u>（指定区域の内外にわたる施設に係る自転車等駐車の設置等）</u>	<u>（商業地域等の内外にわたる施設に係る自転車等駐車の設置等）</u>
<u>第31条 第28条から前条までの規定に該当する施設が指定区域の内外にわたる場合は、当該施設のうち指定区域外に存する部分は存しないものとみなして、第28条から前条までの規定を適用する。</u>	<u>第32条 第28条から前条までの規定に該当する施設において、当該施設の敷地の一部が商業地域等外にわたる場合にあっても、当該施設の全部について第28条から前条までの規定を適用する。ただし、当該施設の一部が商業地域等外にわたる場合には、当該施設のうち商業地域等外に存する部分は存しないものとみなす。</u>
<u>（自転車等駐車の構造及び設備）</u>	<u>（自転車等駐車の構造及び設備）</u>
<u>第32条 第28条から第30条までの規定に基づき設置される自転車等駐車の構造及び設備は、施設利用者の安全が確保され、かつ、自転</u>	<u>第33条 第28条から前条までの規定に基づき設置される自転車等駐車の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が</u>

改正後	改正前
<p>車等が有効に駐車できるものでなければならない。</p> <p>2 前項の自転車等駐車場の<u>構造及び設備</u>は、<u>規則で定める技術基準によるもの</u>とする。</p> <p>(自転車等駐車場の設置等の届出)</p> <p><u>第33条</u> 第28条<u>又は第29条</u>の規定に基づき自転車等駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところによりその内容を区長に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、自転車等駐車場の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、区長に届け出なければならない。</p> <p><u>(適用除外)</u></p> <p><u>第34条</u> 自転車等の大量の駐車需要を生じさせない施設として規則で定めるものに該当する場合には、<u>第28条から第30条までの規定は、適用しない。</u></p> <p>(自転車等駐車場の管理)</p> <p>第35条 第28条<u>又は第29条</u>の規定に基づき設置された自転車等駐車場の所有者及び管理者は、当該自転車等駐車場をその設置の目的に適合するように管理しなければならない。</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第36条 区長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、施設若しくは第28条<u>若しくは第29条</u>の規定に基づき設置された自転車等駐車場の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員を施設若しくは自転車等駐車場に立ち入らせ、検査をさせることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書</p>	<p>有効に駐車できるものでなければならない。</p> <p>2 前項の自転車等駐車場の<u>駐車部分の面積</u>は、<u>駐車台数1台につき1.2平方メートル以上</u>とする。<u>ただし、効率的に駐車することができる装置を用いる自転車等駐車場で区長が適当と認めたものについては、この限りでない。</u></p> <p>(自転車等駐車場の設置等の届出)</p> <p><u>第34条</u> 第28条<u>から第32条まで</u>の規定に基づき自転車等駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところによりその内容を区長に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、自転車等駐車場の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、区長に届け出なければならない。</p> <p><u>新設</u> <u>新設</u></p> <p>(自転車等駐車場の管理)</p> <p>第35条 第28条<u>から第32条まで</u>の規定に基づき設置された自転車等駐車場の所有者及び管理者は、当該自転車等駐車場をその設置の目的に適合するように管理しなければならない。</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第36条 区長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、施設若しくは第28条<u>から第32条まで</u>の規定に基づき設置された自転車等駐車場の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員を施設若しくは自転車等駐車場に立ち入らせ、検査をさせることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書</p>

改正後	改正前
<p>を携帯し、関係人の請求があったときは、提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(措置命令)</p> <p>第36条の2 区長は、第28条、<u>第29条、第31条、第32条</u>又は第35条の規定に違反した者に対し、相当の期限を定めて、自転車等駐車場の設置その他の当該違反を是正させるため原状回復等必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 区長は、前項の規定により措置を命ずるときは、第28条、<u>第29条、第31条、第32条</u>又は第35条の規定に違反した者に対し、その措置及び理由を記載した措置命令書を交付しなければならない。</p> <p>(公表)</p> <p>第36条の3 区長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わない場合において、必要があると認めるときは、その旨及び命令の内容を公表することができる。</p> <p>2 区長は、前項の規定による公表を行う場合には、前条の規定による命令を受けた者に対し、あらかじめ意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。</p>	<p>を携帯し、関係人の請求があったときは、提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(措置命令)</p> <p>第36条の2 区長は、第28条<u>から第33条まで</u>又は第35条の規定に違反した者に対し、相当の期限を定めて、自転車等駐車場の設置その他の当該違反を是正させるため原状回復等必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 区長は、前項の規定により措置を命ずるときは、第28条<u>から第33条まで</u>又は第35条の規定に違反した者に対し、その措置及び理由を記載した措置命令書を交付しなければならない。</p> <p>(公表)</p> <p>第36条の3 区長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わない場合において、必要があると認めるときは、その旨及び命令の内容を公表することができる。</p> <p>2 区長は、前項の規定による公表を行う場合には、前条の規定による命令を受けた者に対し、あらかじめ意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。</p>
<p><u>令和7年3月 日条例第 号</u></p>	
<p><u>附 則</u></p>	
<p><u>1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第2及び別表第2の2の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p>	
<p><u>2 この条例による改正後の世田谷区自転車条例（以下「改正後の条例」という。）第28条から第30条まで及び別表第3の規定は、施行日以後新たに改正後の条例第28条第1項に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）において同表施設の用途の欄に掲げる用途に供する施設（以下「施設」という。）に係る新築、増築又は用途</u></p>	

改正後						改正前					
<p><u>の変更の工事（以下「工事」という。）に着手した者について適用し、施行日前に工事に着手した者については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 改正後の条例第28条から第30条まで及び別表第3の規定は、新たに指定区域が定められた場合において、新たに指定区域となった日から起算して6月以内に次に掲げる工事に着手した者については、当該工事に限り、適用しない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定区域となった区域内における施設の工事</u></p> <p><u>(2) 当該敷地が当該指定区域となった区域と既に指定区域となっている区域以外の区域にわたる施設の工事</u></p>											
別表第2（第24条関係）						別表第2（第24条関係）					
1 定期						1 定期					
種別	屋根	利用料金（1月）				種別	屋根	利用料金（1月）			
		一般	学生等	障害者	学生等である障害者			一般	学生等	障害者	学生等である障害者
自転車	有	3,000円	2,700円	1,500円	1,350円	自転車	有	2,000円	1,700円	1,000円	850円
	無	2,800円	2,500円	1,400円	1,250円		無	1,800円	1,500円	900円	750円
原動機付自転車		4,000円	4,000円	2,000円	2,000円	原動機付自転車		3,000円	3,000円	1,500円	1,500円
自動二輪車		12,270円	12,270円	6,130円	6,130円	自動二輪車		10,000円	10,000円	5,000円	5,000円
2 日ぎめ						2 日ぎめ					
区分		利用料金（1回）				区分		利用料金（1回）			
自転車		200円				自転車		100円			
原動機付自転車		400円				原動機付自転車		200円			
自動二輪車		980円				自動二輪車		800円			
3 時間ぎめ						3 時間ぎめ					
区分		利用料金（24時間以内）				区分		利用料金			
自転車		削除 600円				自転車		24時間以内		300円	

改正後		改正前	
原動機付自転車	削除 <u>800</u> 円	原動機付自転車	<u>24時間以内</u> <u>400</u> 円
自動二輪車	削除 <u>980</u> 円	自動二輪車	<u>24時間以内</u> <u>800</u> 円
備考		備考	
1 この表において「学生等」とは、大学、高等学校、中学校、小学校その他の規則で定める学校に在学し、教育を受ける学生、生徒、児童等をいう。		1 この表において「学生等」とは、大学、高等学校、中学校、小学校その他の規則で定める学校に在学し、教育を受ける学生、生徒、児童等をいう。	
2 この表において「障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者をいう。		2 この表において「障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者をいう。	
別表第2の2（第25条関係）		別表第2の2（第25条関係）	
種類	発行価額	種類	発行価額
自転車用回数券 (<u>日ぎめ券</u> 12枚つづり)	<u>2,000</u> 円	自転車用回数券 (<u>100円券</u> 12枚つづり)	<u>1,000</u> 円
原動機付自転車用回数券 (<u>日ぎめ券</u> 12枚つづり)	<u>4,000</u> 円	原動機付自転車用回数券 (<u>200円券</u> 12枚つづり)	<u>2,000</u> 円
自動二輪車用回数券 (<u>日ぎめ券</u> 12枚つづり)	<u>9,810</u> 円	自動二輪車用回数券 (<u>800円券</u> 12枚つづり)	<u>8,000</u> 円
別表第3（第28条— <u>第30条</u> 関係）		別表第3（第28条— <u>第31条</u> 関係）	
施設の用途	自転車等駐車場の規模	施設の用途	施設の規模
スーパーマーケット等、ぱちんこ屋等の遊技場又は学習施設	施設面積20平方メートルごとに1台（施設面積が5,000平方メートルを超える部分については、40平方メートルごとに1台）	大規模店舗	店舗面積が200平方メートル以上のもの
		自転車等駐車場の規模	店舗面積20平方メートルごとに1台（1台に満たない端数は切り捨て
		備考	店舗面積とは、売場、売場間の通路、ショーウインドー、ショールーム、承り所、物品加工修理場、客席、待合室その他の

改正後		改正前			
					<u>利用者のために設けてある場所の床面積をいう。</u>
<u>スポーツ施設</u>	<u>施設面積25平方メートルごとに1台（施設面積が5,000平方メートルを超える部分については、50平方メートルごとに1台）</u>	<u>金融機関</u>	<u>店舗面積が250平方メートル以上のもの</u>	<u>店舗面積25平方メートルごとに1台</u>	<u>店舗面積とは、銀行室又はこれに準ずる室、銀行室又はこれに準ずる室に係る待合室、応接室その他の金融機関としての業務に係る利用者のために設けてある場所の床面積をいう。</u>
<u>飲食店</u>	<u>施設面積30平方メートルごとに1台（施設面積が5,000平方メートルを超える部分については、60平方メートルごとに1台）</u>	<u>遊技場等</u>	<u>店舗面積が150平方メートル以上のもの</u>	<u>店舗面積10平方メートルごとに1台</u>	<u>店舗面積とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を行うための施設にあっては遊技室、景品交換所その他の利用者のために設けてある場所の床面積を、興行場法第1条第1項に規定する施設にあっては舞台、客席、切符売場その他の利用者のために設けてあ</u>

改正後			改正前			
						る場所の床面積をいう。
<u>ドラッグストア、日用品店、衣料品店又は金融機関</u>	<u>施設面積40平方メートルごとに1台（施設面積が5,000平方メートルを超える部分については、80平方メートルごとに1台）</u>		<u>スポーツ施設</u>	<u>施設面積が300平方メートル以上のもの</u>	<u>施設面積25平方メートルごとに1台</u>	<u>施設面積とは、競技場、運動場、マッサージ室、休憩室、観覧席その他の利用者のために設けてある場所の床面積をいう。</u>
<u>各種専門店又は映画館・劇場等</u>	<u>施設面積100平方メートルごとに1台（施設面積が5,000平方メートルを超える部分については、200平方メートルごとに1台）</u>		<u>学習施設</u>	<u>施設面積が200平方メートル以上のもの</u>	<u>施設面積15平方メートルごとに1台</u>	<u>施設面積とは、教室、講堂、実習室、図書室、資料室その他の利用者のために設けてある場所の床面積をいう。</u>
<u>備考</u>						
<u>1 スーパーマーケット等とは、主として食品及び日用品をセルフサービス方式により小売する施設をいう。</u>						
<u>2 遊技場とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を行うための施設をいう。</u>						
<u>3 学習施設とは、教室、講堂、実習室等を常設し、学習、教養、趣味等の教授のために一般の利用者を対象としてこれらを営業する施設をいう。</u>						
<u>4 スポーツ施設とは、スポーツ、体育又は健康の増進のために一般の利用者を対象として営業する施設をいう。</u>						
<u>5 飲食店とは、客を来集させ、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に規定する飲食店営業を行う施設のうち、その建物内で飲食させる行為がその業務の主たる部分を占めるものをいう。</u>						

改正後	改正前
<p>6 <u>ドラッグストアとは、主として医療品、化粧品等を取り扱い、家庭用品、加工食品等の最寄り品をセルフサービス方式により小売する施設をいう。</u></p>	
<p>7 <u>日用品店とは、主として日用品を小売する施設をいう。</u></p>	
<p>8 <u>衣料品店とは、主として衣料品を小売する施設をいう。</u></p>	
<p>9 <u>金融機関とは、銀行法（昭和56年法律第59号）に規定する銀行、長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）に規定する長期信用銀行、信用金庫法（昭和26年法律第238号）に規定する信用金庫、労働金庫法（昭和28年法律第227号）に規定する労働金庫、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する信用協同組合及び農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合をいう。</u></p>	
<p>10 <u>各種専門店とは、特定の物品を中心に小売する施設をいう。</u></p>	
<p>11 <u>映画館・劇場等とは、興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定する施設をいう。</u></p>	
<p>12 <u>混合用途施設で施設面積の合計が5,000平方メートルを超えるものについては、「5,000平方メートル」とあるのは、「5,000平方メートルに当該施設面積が各用途の施設面積の合計に占める割合を乗じて得た面積」と読み替えるものとする。</u></p>	
<p>13 <u>自転車等駐車場の規模に1台未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。</u></p>	